

観光第 170 号

令和 4 (2022) 年 9 月 6 日

各市町観光主管課長
各市町観光協会長

様

栃木県産業労働観光部観光交流課長

本年 9 月 7 日より受入れを開始する添乗員を伴わないパッケージツアーの
取扱い等について (通知)

このことについて、観光庁から、本年 6 月 10 日から受入を開始した旅行業者等を受入責任者とするパッケージツアーについて、本年 9 月 7 日から添乗員を伴わないものも認めることになることに伴い、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を改訂したので周知するよう依頼がありましたので、通知します。

なお、県内旅行業者に対しても、別添写しのとおり通知しましたことを申し添えます。

観光交流課

インバウンド推進担当 木村

TEL 028-623-3309

Email kimuram07@pref.tochigi.lg.jp